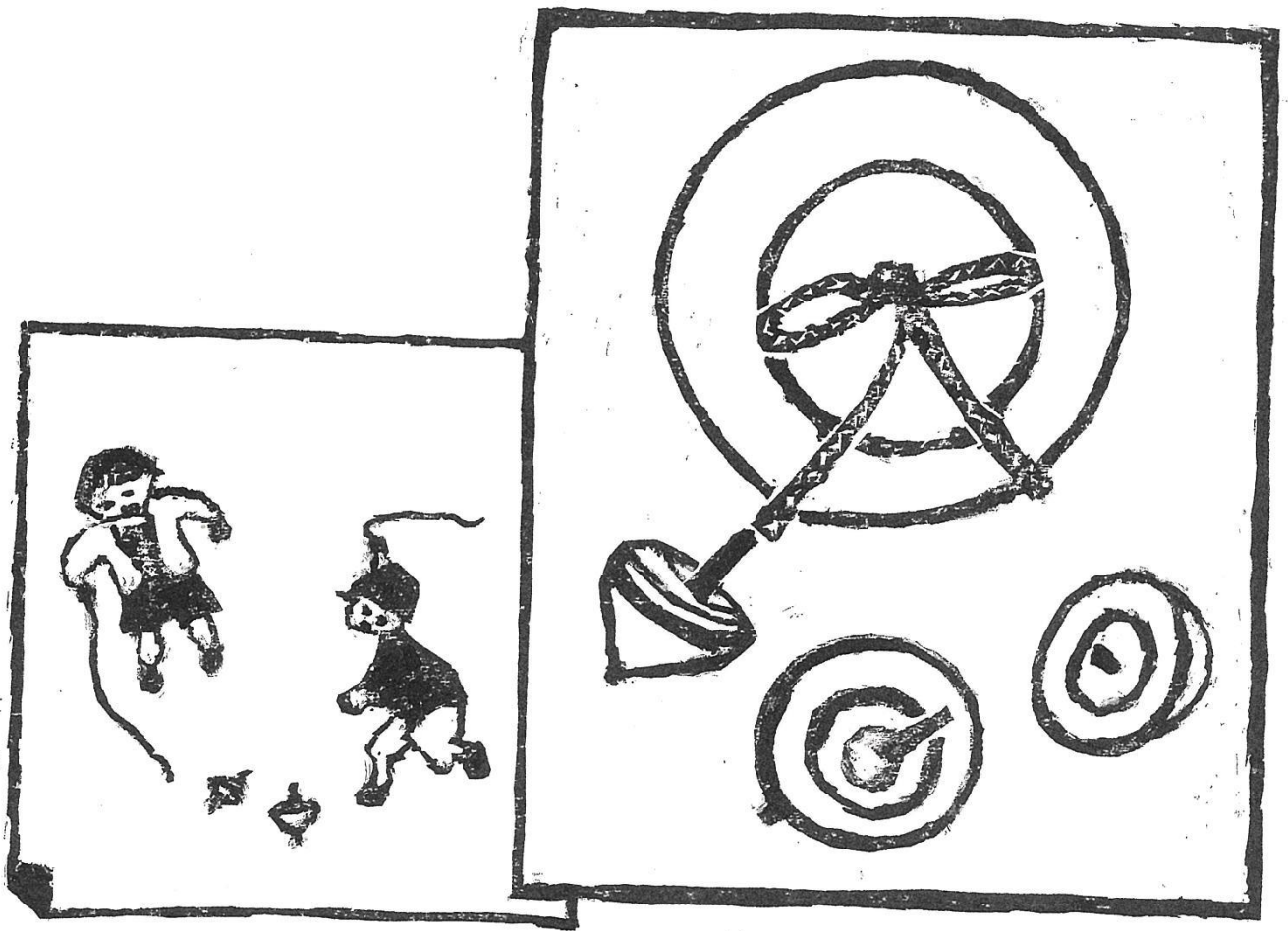


中播磨 Wa' Wa' Wa'

編集・発行
姫路市北条1-98 姫路総合庁舎
兵庫県中播磨県民センター 県民課

しんぶんを通して、人のWa'・平和のWa'・話のWa'など限らないWa'に出会いたい…そんなWa'を伝えていきます。
(生活創造応援隊 一同)

はりまの銘品 No. 8・姫路独楽



版の会 桑原 康晃

独楽といえば、正月の遊びを思い出します。舗装されていない、自動車も通らない通路上で、鉄の輪をはめ重くしたり、紐で振り回し長時間回し続けさせるなど、それぞれが工夫して競いあって遊んでいました。

古い昔のことですが、懐かしく思い出しながら彫りました。

我が家には、飾り独楽を飾っています。

も く じ

特集 ぶら〜り町歩き	
姫路の名産 姫路独楽	P2
グループ紹介	P3
消費生活情報	P3
センター・グループからのお知らせ	P4

ぶら〜り町歩き

中播磨の行ってみたいこんなところをご紹介

姫路の名産 姫路独楽

～ 姫路市書写の里・美術工芸館を訪ねて ～

令和になって初の新年を迎え、今回の「ぶら〜り町歩き」は兵庫県伝統的工芸品に指定されている「姫路独楽」の製作実演が行われている書写の里・美術工芸館を訪問し、姫路独楽の伝承者である村岡正樹氏にお話しをお伺いしました。

姫路独楽の歴史は江戸中期から後期にかけて生産が始まったとされ、京都の楽座で曲芸に使われていたそうです。姫路独楽は長時間安定して回ることから、西日本各地の子どもたちの間では人気のある玩具で、昭和初期には5～6軒の製作所があり50人近い人が携わっていたそうです。現在では独楽で遊ぶ子どもも少なくなり、製作所も減少し、昭和40年代には姫路独楽の伝承者は先代の西澤昌三氏の一人になりました。平成28年に先代の西澤氏が亡くなられた後、弟子の一人であった村岡氏が伝承者になりました。村岡氏は、かつて金属加工の仕事をしていましたが、姫路独楽の魅力にひかれ西澤氏の門弟になられたそうです。



姫路独楽の原材料は、かつては乾燥しても割れ難いエゴノキが使用されていましたが、近年は入手が難しいため、性質が似ている「ミズメザクラ（カバの木）」を使っています。原木を数年かけて乾燥させて、輪切りにした厚板から円柱状に加工します。次に円柱状の部材を「ろくろ」にかけて回転させながらカンナの刃で挽いていきます。長時間安定して回る独楽を作るには0.1mm単位の精度が求められ、長年の経験と緻密な技術力が要求されるそうです。

村岡氏が丹精こめて作られた独楽を使って、「一本立ち」という姫路独楽の実演をして頂きました。紐を使って独楽を回すと、最初は円を描くように床を回っていましたが、しばらくすると一か所に止まり、少し揺れながら長時間回転し続け、最後にはそのままの姿勢でピタリと止まりました。まさに「一本立ち」で止まる独楽の姿を見せて頂きました。観ている人達から歓声が上がり、姫路独楽の完成度の高さに感動しました。この独楽にはバランス調整が施されています。芯には水平にカットされた鉄芯が使われており、独楽の回転数や姿勢・床面の状態とのバランスが調和し、そのままの姿で止まることができるそうです。

次に、糸引き独楽の製作実演を見せて頂きました。まず円柱状に成形された部材をろくろに取付け、独楽の上面をカンナの刃を当てて削り出し、糸巻部分の成形や持ち手部分を取付けたら、次に下面側を円錐状態に削り出す工程で、約5～6分程度で独楽の原型が完成しました。その後、色塗・乾燥工程を経て、4日程度で製品になります。早速、この原型の独楽を回してもらいましたが、安定してバランス良く、長時間きれいに回っている様子が印象的でした。



姫路独楽にはいろいろな種類があり、工芸館の売店やじばさんビル、姫路城売店等でも販売されています。また「飾り独楽」は市内の人形屋さんで販売しているそうです。

最後に、姫路独楽の伝統技術の継承についてお聞きしました。伝統技術を守り続けるには生業として成立しなければならない、そのためには販路の拡充や継承者の育成が重要な課題だそうです。販路拡大のため東京への進出も行っているが、需要と供給がバランスよく成長しなければならないので一気には実現できないそうです。伝統技術を守るだけでなく、時代に合った新しい技術を取り込み、新たな特徴を見出すことが技術伝承する上で大切だと力説されていました。

村岡様、研修生の方々には大変お世話になりました。独楽作りには高度で洗練された技能が要求され、伝統技術の継承の難しさについて考えさせられました。

【生活創造応援隊】 井土 光男・上林 俊明・小國 冷子・筈井 公美子

♪グループ紹介♪ エッセイ教室

思い出をエッセイに

エッセイ教室 黒岩 和也

僕は、小さなエッセイ教室に月2回参加している。1回はおよそ2時間、空調の効いた姫路駅南の県民センター会議室で例会を行う。仲間は六十歳をちょこっと過ぎた爺じとマドンナ半々で、10人ほどのささやかな教室だ。

楽しい事の1番は、皆が先生で、皆が生徒。ワイワイやっている。作品はエッセイとは言いづらいかもしれない。思い出をメモにしている感じだ。市の生涯大学でエッセイの手ほどきを受けた者もいるが、大人の作文だ。まず楽しいのは、人の作品を読んで「あるある。僕もそうだ」と共感できる点だ。

次に楽しいのは旅行してきた手土産といった感じで差し入れにありつける。バレンタインのチョコレートの経験がなかった僕もここではたまに経験できる。

楽しい事の3つ目は、エッセイの腕が必ずしもしっかりしていないので、好き勝手に指摘されるし、指摘できる点だ。それでも少しずつエッセイになってきているかなと思える。それは年に1冊、小冊子にして自費出版しているのを友達が読んでくれて、「ちょっと上達したよ」とお世辞を言ってくれるのが励みと鼻高になれる。

興味ある方はどなたでも大歓迎。エッセイ教室の委員長、藤本氏（Tel.090-9094-0575）に連絡をとって、見学に来てください。お待ちしております。

消費生活情報 ～くらしに役立つ情報をお届けします～

「セルフエステ」の契約は慎重に！ 危害や解約トラブルが発生

【事例1】 痩身エステでラジオ波や超音波が出る機器を脚にあて、熱傷を負ったが、店舗に「一切責任はない」と言われた。補償等を求められるか。

【事例2】 「セルフ脱毛が100円キャンペーン」という広告をきっかけに契約したが、実際は1ショット100円で、135ショット使用で13,500円請求された。

【事例3】 「月額1万円からのセルフエステが通り放題」とのネット広告を見て、店舗で契約。考え直し解約を申し出たら「3か月継続しないと違約金発生」と言われた。

※ セルフエステとは、エステサロンで使用する機器等及び施設を事業者が提供し、店舗で説明を受けて消費者自らがエステ機器等を操作するエステ

消費者へのアドバイス

- ★ エステ機器等の操作方法やリスク等について十分に説明を求め、不安な場合は契約をしないようにしましょう。
- ★ 「入会金無料」などと説明されても、契約前に解約条件等をよく確認しましょう。
- ★ 「セルフエステ」の後、身体に異変を感じたらすみやかに医療機関を受診しましょう。
- ★ トラブルにあった場合は、消費生活センター等に相談しましょう。



消費者ホットライン ☎ 188 (いやや!)  お近くの消費生活センター等につながります。

令和2年度 生活創造応援隊 募集!

情報紙「中播磨 Wa' Wa' Wa'」を一緒に作ったり、グループ交流会等にボランティアで携わってくださる令和2年度の生活造応援隊を募集します。
皆様のご応募をお待ちしています。



- ★ 募集人数 20人
- ★ 期 間 委嘱日(令和2年4月)から令和3年3月31日
- ★ 募集期間 令和2年3月16日(月)まで
- ★ 申 込 先 中播磨県民センター 県民課(担当:河本)

令和2年度 中播磨地域づくり活動応援事業、 「銀の馬車道」魅力UP事業、地域文化継承応援事業の募集!

◆事業期間◆

- 1次募集: 令和2年4月1日以降に着手し、同年6月末日までに完了する事業
- 2次募集: 令和2年4月1日以降に着手し、同年7月1日~令和3年3月10日までに完了する事業

◆募集期間◆

- 1次募集: 令和2年3月2日(月)~3月16日(金)必着
- 2次募集: 令和2年4月6日(月)~5月8日(金)必着

◆助成金額◆ 1件あたり5万円以上50万円以内(万円単位)

- ★ 対象団体、対象事業等、詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ先】 ころも豊かな美しい中播磨推進協議会 事務局
(中播磨県民センター 県民交流室 県民課内) ☎ 079-281-9197

法律出前講座へ弁護士講師を派遣します!

- 【対象者】 自治会、町内会、老人会、PTA等の市民団体(20名以上)
- 【対象地域】 原則として姫路市内
- 【テーマ】 ①遺言・相続 ②成年後見 ③その他応相談
- 【所要時間】 1回につき1時間程度
- 【開催可能日時】 平日(月~金)の午前10時~午後6時
- 【費用】 無料(会場費については依頼者側の負担)
- 【実施期間】 2020年4月1日~2021年3月31日

※ 詳細については、お問い合わせ下さい。

【問合せ・申込み先】

兵庫県弁護士会姫路支部
TEL: 079-282-8458
FAX: 079-224-7166

兵庫県中播磨県民センター 県民交流室 県民課(消費者センター)

〒670-0947 姫路市北条1-98 兵庫県姫路総合庁舎2階

【電話】079-281-9600 【FAX】079-281-3015

【Eメール】nkharikem@pref.hyogo.lg.jp

【消費生活相談】消費者ホットライン188 *最寄りの消費生活相談窓口につながります。

【ホームページ】<https://web.pref.hyogo.lg.jp/chk12/shohi/shohiseikatsu.html>

